

東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラムに関する規則

平成 24 年 3 月 29 日

役員会議決

東大規則第 90 号

沿革

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[東京大学大学院学則](#)（以下「学則」という。）第 9 条の 2 の規定により実施される博士課程教育リーディングプログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(プログラムの目的)

第 2 条 プログラムは、グローバルに活躍するリーダーを養成するため、修士課程（専門職学位課程を含む。）から博士後期課程までの一貫した教育（獣医学、医学又は薬学の博士課程を含む。）を行う特別な教育課程とする。

(プログラムの編成)

第 3 条 プログラムは、主となる研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）を定めて、編成される。

2 複数の研究科等の連携により専門分野の枠を超えて教育課程を編成する場合においては、当該研究科等のうちから主となる研究科等を定めるものとする。

第 4 条 プログラムの名称、主となる研究科等及び養成する人材像等は、次のとおりとする。

プログラムの名称	主となる研究科等	養成する人材像等
1.フォトンサイエンス・リーディング大学院プログラム	理学系研究科	フォトンサイエンスのもつ学際性と革新性を活用して、知を創造する力と知を活用する力の両方を身につけ、産学官の広い分野で、課題解決とイノベーションを先導し、人類社会をリードする人材
2.ライフイノベーションを先導するリーダー養成プログラム	医学系研究科	現在の生命科学研究の本質と医療開発の問題点を的確に見抜き、産官学の必要な関連分野の人材や技術を動員・育成しながら、ライフイノベーションを先導・牽引できる人材
3.サステイナビリティ学グローバル	新領域創成科学研究科	21 世紀に人類が直面する地球・社会・人間システムに関わる課題を解決し、持続可能(サステ

リーダー養成大学院プログラム		イナブル)な社会の構築に貢献できる、幅広い知識、高度な専門性、俯瞰的な見識・倫理観、グローバルリーダーとしてのスキルを身につけた人材
4.統合物質科学リーダー養成プログラム	工学系研究科	統合物質科学を基軸として、高度な専門性と科学技術全体を俯瞰するグローバルな視点を持ち、産学官の広い分野でオープンイノベーションを先導して、人類社会の課題解決をリードする人材
5.数物フロンティア・リーディング大学院プログラム	数理科学研究科	数学と諸科学に対してグローバルな視点を持ち、高度な数学を創成し、展開しうる人材。最先端の数学を使いこなし、産業・環境分野に応用して社会に貢献しうる人材
6.ソーシャル ICT グローバル・クリエイティブリーダー育成プログラム	情報理工学系研究科	先端 ICT（ビッグデータ、複雑システム、ヒューマンシステム）を基軸とし、複数専門分野を統合、新たな価値をもたらす知識社会経済システムを創造的にデザイン、社会イノベーションを先導するトップリーダーとチーム
7.多文化共生・統合人間学プログラム	総合文化研究科	高度な専門性を備えたうえで、広い視座を持って新たな価値の創造を可能にする学知としての統合人間学、すなわち 21 世紀型の新しい教養を修得し、多文化共生社会という人類に課せられた重要なテーマに実践的に取り組むことができる人材
8.活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム	工学系研究科	活力ある超高齢社会を共創する能力、すなわち、高齢社会問題に関する俯瞰的総合的知識と、特定分野における専門的研究能力に加え、分野横断的専門家チームを率いて課題解決に取り組む能力を備えた博士レベルの人材
9.社会構想マネジメントを先導する	公共政策学教育部	グローバルな視野で専門的・俯瞰的な知識を用いて課題を発見し、革新的科学技術と公共政策

グローバルリーダー養成プログラム		の統合的解決策を提示（デザイン）し、多様な関係者と連携して実行する人材
------------------	--	-------------------------------------

（教育課程及び修了要件）

第5条 プログラムの教育課程及び修了要件は、別表のとおりとする。

（選考）

第6条 プログラムの主となる研究科等は、当該プログラムを履修させる者の選考基準及び選考方法を定めるものとする。

（学生の所属）

第7条 プログラムを履修する学生は、所属する研究科等又は専攻を変更することなく履修するものとする。

（修了証）

第8条 プログラムを修了した学生については、当該プログラムの主となる研究科等の長から総長に修了した旨の報告があったときは、修了証を交付する。

2 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行し、改正後の東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラムに関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年2月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

別記様式

第〇〇〇号
修了証
東京大学大学院〇〇研究科(又は〇〇学府)〇〇専攻 氏名
本学大学院博士課程教育リーディングプログラム「プログラムの名称」の教育課程を修 了したことを認める
〇〇年〇〇月〇〇日
東京大学総長 氏名 印

沿革

東京大学大学院博士課程教育リーディングプログラムに関する規則

体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

沿革情報

◆平成24年03月29日 役員会議決

◇平成24年06月28日

◇平成25年03月28日

◇平成26年03月27日

◇平成27年03月06日

◇平成28年03月16日

◇平成29年03月01日

◇平成30年03月02日

◇平成31年02月19日

◇令和02年03月02日

◇令和07年02月20日